

一般債振替制度

よくあるご質問 **〈発行・支払代理人編〉**

2014年4月

株式会社証券保管振替機構

はじめに
～一般債振替制度に係る各種資料の御案内～

平素は弊社業務の運営に関し、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般債振替制度は2006年の制度開始以降、順調に稼働しておりますが、参加者の皆様から制度の御利用にあたり、様々なお問い合わせを受けております。この度、一般債振替制度の発行・支払代理人の皆様から受ける御質問のうち、お問い合わせの頻度が高いものや、誤って手続された場合の影響が大きいものについて、「よくあるご質問」としてまとめましたので御案内いたします。

一般債振替制度の発行・支払代理人の皆様におかれましては、制度の御利用にあたり、本FAQのほか、規程規則、接続仕様書その他の資料を御参照のうえ、各種業務運営に御活用いただきますようお願いいたします。

1. 規程規則関係 (詳細資料(規))

→ 機構HP (<http://www.jasdec.com/system/sb/rule/>) から御覧いただけます。

- ・ 社債等に関する業務規程
- ・ 社債等に関する業務規程施行規則
- ・ 社債等振替制度に係る手数料に関する規則
- ・ 社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則
- ・ 一般債振替制度に係る業務処理要領
- ・ その他業務処理方法

2. システム関係 (詳細資料(シ))

→ Targetほふりサイトのほふりシステム情報サイトから取得いただけます。詳細な手順は冊子末尾の「付録」を御参照ください。

- ・ 一般債振替システム システム処理概要
- ・ 一般債振替システム 接続仕様書
- ・ 一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル(代理人編) 等

3. 通知関係 (詳細資料(通))

→ Targetほふりサイトのほふりからの連絡にて御覧いただけます。詳細な手順は冊子末尾の「付録」を御参照ください。

4. 公表統計関係

→ 機構HPから御覧いただけます。

[統計情報一覧] <http://www.jasdec.com/material/statistics/>

[一般債振替制度の利用状況] <http://www.jasdec.com/system/sb/data/usage.html>

なお、上記御参考資料及び「よくあるご質問」に記載のない事項に係る御質問につきましては、下記までお問い合わせください。

株式会社証券保管振替機構 社債投信業務部（一般債担当）

電話番号： 03-3661-7193

- 目次 -

Q1	銘柄情報登録における発行体コードについて	P 1
Q2	I S I Nコード決定時刻と参照方法について	P 1
Q3	銘柄公示情報について	P 2
Q4	各申請等の入出力時限について	P 2
Q5	銘柄略称の回号等について	P 2
Q6	募集区分について	P 2
Q7	保証区分について	P 3
Q8	担保区分について	P 4
Q9	債券種類について	P 4
Q10	募集開始日について	P 5
Q11	外貨建ての銘柄について	P 5
Q12	個別承認採用フラグについて	P 5
Q13	社債管理者について	P 6
Q14	休日処理区分について	P 7
Q15	利付割引区分について	P 7
Q16	最終利払有無フラグについて	P 8
Q17	利金計算期間の変動について	P 9
Q18	利払回数の変更について	P 1 0
Q19	変則的な利払期日の設定について	P 1 0
Q20	条件決定について	P 1 0
Q21	1通貨あたりの利子額について	P 1 1
Q22	現物債等の利金の計算方法について	P 1 1
Q23	満期償還期日の設定について	P 1 1
Q24	定時償還銘柄の償還方法の変更について	P 1 2
Q25	満期償還期日の変更について	P 1 2
Q26	期中の定時償還開始について	P 1 3
Q27	コールオプション（全額償還）の利子額の設定について	P 1 3
Q28	定時償還について	P 1 3
Q29	コールオプション（一部償還）設定時の留意点について	P 1 3
Q30	コールオプション（一部償還）の利子額の設定について	P 1 4
Q31	物価連動債等について	P 1 4
Q32	銘柄情報登録エラーとI S I Nコードの付番について	P 1 5
Q33	グロスアップ銘柄の要件について	P 1 5
Q34	公募債の新規記録承認のタイミングについて	P 1 5
Q35	発行要項が変更となった場合の手続について	P 1 5
Q36	期中の代理人変更について	P 1 6
Q37	発行体が消滅する場合の手続について	P 1 6

Q38	振替債への移行について	P 1 6
Q39	銘柄ごとの保有者数について	P 1 7
Q40	社債権者の上位口座管理機関の確認方法について	P 1 7
Q41	手数料について	P 1 7
Q42	新規記録手数料の基準日について	P 1 8
Q43	手数料明細の参照方法について	P 1 8

[付録] 詳細資料等の閲覧、取得方法について

よくあるご質問

Q1 銘柄情報登録における発行体コードについて

銘柄情報登録を行う際の発行体コードの設定方法について教えてください。

【御回答】

発行体コードは、証券コード協議会により付番されており、ISIN コードの一部を構成（「JP〇〇〇〇〇〇〇△△△△」のうち〇〇〇〇〇〇。）します。

発行体には、発行体コードの付番を受けている発行体（地方公共団体、上場企業、公募債を発行する会社等）と付番を受けていない発行体がありますが、発行体コードの付番を受けている発行体に係る銘柄情報登録においては、発行体コードを必ず設定してください。

なお、発行体コードの付番を受けていても一般債振替制度における同意に係る届出が行われていない場合や、発行体から機構に対する発行・支払代理人選任の届出が事前に行われていない場合には、銘柄情報登録において発行体コードの設定ができませんので、当該発行体の代理人業務を初めて行う際は本届出が行われていることを御確認ください。

Q2 ISINコード決定時刻と参照方法について

ISINコードの決定時刻と参照方法を教えてください。

【御回答】

新たに一般債を発行する場合には、発行代理人は条件決定後、機構に対し速やかに銘柄情報登録を行うこととしております。

発行体コードの付番を受けている発行体の発行銘柄の場合には、機構は、登録のあった銘柄を1日4回（12：30、13：30、14：30、16：30）（※）の時限ごとに締め切って取りまとめたうえで、ISINコードの付番機関である証券コード協議会に対してISINコードの付番申請を行い、証券コード協議会の承認を受けたうえで、発行代理人宛に銘柄情報登録受付通知兼ISINコード付番通知を通知します（取りまとめ後、原則およそ1時間程度で統合Web端末にて参照いただけます。）。

従いまして、ISINコードの付番時刻は発行代理人から銘柄情報登録が行われる時間に左右されることとなります。

なお、発行体コードの付番を受けていない発行体の銘柄（非上場企業等の私募債）の場合には、ISINコードは銘柄情報登録後速やかに付番（JP90Bから始まる12桁）され、統合Web端末にて参照いただけます。

※ 平成26年6月2日以降に条件決定される地方債は、上記の4回に加えて10：30が追加されます。

<詳細資料>

（規）「一般債の発行に係る業務処理要領」

（シ）「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

（通）「保振社振17第2857号 銘柄情報登録における留意点について」

（通）「保振社投25第271号 地方債に係るISINコード付番事務等の変更について」

Q3 銘柄公示情報について

新発債について、機構HP上の銘柄公示情報にはいつから表示されますか。

【御回答】

機構HP上の銘柄公示情報の各銘柄の表示期間は、原則として払込日（発行日）の19時から満期償還期日の19時までとなります。なお、新発債については、変動利付債で発行時に利率が決定していない等の理由により、利率及び一通貨あたりの利子額等が表示されていないケースもございますので御留意ください。また、満期償還期日に償還金等の支払いが行われないなど、残高がゼロにならなかった銘柄については満期償還期日以降も銘柄公示情報に掲載されます。その場合には、元利金が支払われる等の措置により残高の全額の抹消が行われた日の19時をもって、当該銘柄は銘柄公示情報から削除されます。

<参照先>

機構HP 一般債振替制度 > 銘柄公示情報（一般債）「表示事項に関する留意点」

Q4 各申請等の入出力時限について

一般債振替システム上の各申請や通知等の入出力時限について教えてください。

【御回答】

一般債振替システムにおける各申請及び通知の入出力時限については、「社債等に関する業務規程施行規則（別表1）」にて一覧の記載、「一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル代理人編」にオペレーションごとの記載がございますのでそちらにて御確認をお願いいたします。

<詳細資料>

(規)「社債等に関する業務規程施行規則（別表1）」

(シ)「一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル 代理人編」

Q5 銘柄略称の回号等について

銘柄の正式名称に回号等が含まれていない場合には、銘柄略称の回号等の欄はどのように入力すればよいですか。

【御回答】

本項目は入力必須項目であるため、銘柄の正式名称に回号等が含まれていない場合には、発行体の御判断により、平成〇〇年度等の文言を設定してください。

Q6 募集区分について

募集区分の設定方法について教えてください。

【御回答】

募集区分は以下のように設定してください。

K： 公募

公募により発行されるもの

T： 適格機関投資家譲渡限定私募

適格機関投資家（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条を参照。）を対象に勧誘が行われ、かつ転売時の譲渡先も適格機関投資家に限定されるもの

P： 特定投資家向け私募

特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する者をいう。）を対象に勧誘が行われ、かつ転売時の譲渡先も特定投資家に限定されるもの

I： 一括譲渡限定少人数私募

少人数私募（少人数（原則50名未満）を対象として勧誘が行われ、かつ、転売を通じて多数の者（50名以上）に譲渡されるおそれがないもの。以下同じ。）のうち、当初の引受金額を一括して譲渡すること以外の譲渡が禁止されているもの

※発行総額 ≤ 各社債の金額 × 4.9 かつ 引受金額 = 各社債の金額の条件を満たす値を設定する。

B： 分割制限少人数私募

少人数私募のうち、①口数が50未満であり、かつ、②各社債の金額未満に分割できないもの

※発行総額 ≤ 各社債の金額 × 4.9 の条件を満たす値を設定する。

S： その他

地方債や公団・公庫債等で非公募のもの

<詳細資料>

(シ) 「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

(シ) 「一般債振替システム統合Web端末操作マニュアル 代理人 編」

Q7	保証区分について
-----------	-----------------

保証区分の設定方法について教えてください。	
-----------------------	--

【御回答】

保証区分は以下のように設定してください。

0： 無保証

無保証のもの

1： 日本政府保証

政府保証が付されているもの

※政府保証が付されない財投機関債の場合には0：無保証とする。

2： 銀行保証

銀行の保証が付されているもの

3： 保証協会及び銀行保証

保証協会と銀行の共同保証が付されているもの

9： その他保証

0、1、2、3に該当しないもの

※国外の法令にもとづく保証は9：その他保証とする。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」
- (シ)「一般債振替システム統合Web端末操作マニュアル 代理人 編」

Q8	担保区分について
-----------	-----------------

担保区分の設定方法について教えてください。	
-----------------------	--

【御回答】

担保区分は以下のように設定してください。

- 0： 無担保
無担保のもの
- 1： 一般担保
電力債や公団・公庫債等に付される担保で、社債権者が発行体の総財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利が認められているもの
- 2： 物上担保
担保付社債信託法の規定による物上担保が付されているもの
※物上担保が付されている場合には、受託会社、信託証書日付、分割発行有無フラグを入力する。
- 9： その他担保
0、1、2に該当しないもの

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」
- (シ)「一般債振替システム統合Web端末操作マニュアル 代理人 編」

Q9	債券種類について
-----------	-----------------

特殊法人等に該当する発行体が株式会社化された場合には、当該発行体が発行する社債の債券種類は、どのように設定するのですか。	
--	--

【御回答】

債券種類は、株式会社化後も引き続き政府保証債を発行することが可能か否かの区分により、以下のように設定してください。

- ①株式会社化後も引き続き政府保証債を発行することができる発行体が発行する場合
 - 20： 政府関係機関債（政府保証債）
政府保証の付されたもの
 - 21： 政府関係機関債（財投機関債）
政府保証が付されない公募債
 - 29： 政府関係機関債（その他）
政府保証が付されない私募債
- ②株式会社化後に政府保証債を発行することができない発行体が発行する場合
 - 40： 普通社債

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」
- (シ)「一般債振替システム統合Web端末操作マニュアル 代理人 編」

Q10 募集開始日について

募集開始日の設定にあたり留意すべき点を教えてください。

【御回答】

募集開始日を設定する際、以下の点に御留意ください。

- ① 過去日付を設定することはできません。（銘柄情報登録日＝募集開始日は可）
- ② 日付を設定しなかった場合には、銘柄情報登録後であって、かつ、I S I N コード付番が済み次第、新規記録申請及び振替申請を行うことができます。
- ③ 日付を設定した場合には、その日付が到来するまでの間、新規記録申請や振替申請はできません。（申請を入力した場合にはエラーとなります。）

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」
- (シ)「一般債振替システム統合Web端末操作マニュアル 代理人 編」

Q11 外貨建ての銘柄について

外貨建ての銘柄の発行総額や各社債の金額の設定にあたり留意すべき点を教えてください。

【御回答】

発行総額は1000万通貨単位以上、1000通貨単位で設定してください（為替レートを用いて円換算いただく必要はありません。）。各社債の金額は1000通貨単位以上、1000通貨単位で設定してください。

《例》

発行通貨が米ドル（USD）の場合

- ・発行総額 1000万ドル以上、1000ドル単位でなければなりません。
- ・各社債の金額 1000ドル以上、1000ドル単位でなければなりません。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q12 個別承認採用フラグについて

個別承認採用フラグは、どのような場合に使用すればよいのでしょうか。

【御回答】

個別承認採用フラグは、元利払時に、支払代理人が取り扱う同じ利払期日の他の銘柄と①集約して決済するか（個別承認採用フラグ：N）、②個別に決済するか（個別承認採用フラグ：Y）、を定めるためのフラグです。

《例》

ある銀行が同一利払期日の銘柄A、B、Cの支払代理人になっており、その3銘柄を保有する一機構加入者に、A銘柄について10万円、B銘柄について15万円、C銘柄について5万円の利金を支払うことになっていたとします。

各銘柄の銘柄情報登録時に、銘柄A、銘柄Bは個別承認採用フラグをN（集約決済）、C銘柄は個別承認採用フラグをY（個別決済）で登録していた場合には、利金は以下のように集約されたうえで支払われます。

銘柄	個別承認採用フラグ	利金	集約結果	決済番号
A	N（集約決済する）	10万円	25万円	8200607139000005
B	N（集約決済する）	15万円		
C	Y（個別決済する）	5万円	5万円	8200607139000006 (AB銘柄の決済番号とは異なる決済番号が付番されます。)

また、銘柄情報登録時に個別承認採用フラグをN（採用しない）に設定していた場合でも、元利払の際に当該銘柄を個別に決済する必要が生じた場合には、償還期日又は利払期日の前営業日（12：30～15：30）に元利金請求内容承認可否通知で個別承認採用フラグをN（採用しない）からY（採用する）に変更することにより、当該銘柄の個別決済が可能になります（機構関与銘柄の場合のみ）。

なお、元利金請求内容承認可否通知において、Y（採用する）からN（採用しない）への変更はできません。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル 代理人編」
- (シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q13 社債管理者について
社債管理者の設定にあたり留意すべき点を教えてください。

【御回答】

社債管理者を設定する際、以下の点に御留意ください。

- ① 社債管理者が複数存在する場合には、すべての社債管理者を設定してください。
- ② 地方債で受託銀行がある場合には、社債管理者の代わりに受託銀行を設定してください。
- ③ 投資法人債で投資法人債管理会社がある場合には、社債管理者の代わりに投資法人債管理会社を設定してください。
- ④ 特定社債で特定社債管理者がある場合には、社債管理者の代わりに特定社債管理者を設定してください。
- ⑤ 外債で当該外債の管理の委託を受けた会社がある場合には、社債管理者の代わりに当該外債の管理の委託を受けた会社を設定してください。
- ⑥ 財務代理人は社債管理者に該当しませんので、設定いただく必要はございません。

- ⑦ 発行代理人が社債管理者を兼ねている場合であっても、社債管理者欄の入力を省略できません。

Q14	休日処理区分について
------------	-------------------

休日処理区分の設定にあたり留意すべき点を教えてください。

【御回答】

以下の点に御留意ください。

- ① 機構がHPで公表している海外業務カレンダー（ロンドン及びニューヨーク）における非営業日と、各銘柄の発行要項で定義されているロンドン及びニューヨークの非営業日とは、一致しない可能性があります。したがって、ロンドン参照フラグ又はニューヨーク参照フラグの設定にあたっては、機構が公表している海外業務カレンダーを確認した上で、設定いただく必要があります。
- ② 機構が公表している海外業務カレンダーの非営業日と発行要項で定義されている非営業日とに差異が生じている場合には、又はある条件に抵触することにより期中に海外の非営業日を参照する必要が生じる可能性がある場合（参照すべき海外の非営業日がロンドン又はニューヨークの場合も含む。）には、銘柄情報登録にあたり、ロンドン参照フラグ又はニューヨーク参照フラグにN（参照しない）を、その他海外参照フラグにY（参照する）を設定してください。
- ③ 上記②の銘柄情報登録後、銘柄情報変更によりその他海外実利払期日を設定し、元利払期日を決定してください。
- ④ 利付債、割引債を問わず、休日処理区分の設定は行ってください。

<詳細資料及び参照先>

（通）「保振社投25第323号 ロンドン及びニューヨークにおける非営業日について」
機構HP 一般債振替制度 > 海外業務カレンダー

Q15	利付割引区分について
------------	-------------------

利付割引区分の設定方法について教えてください。

【御回答】

利付割引区分は以下のように設定してください。

F： 固定利率

払込日から満期償還期日の全期間において利率が固定であって、かつ、1通貨あたりの利子額（通常）が固定であるもの

V： 変動利率

①払込日から満期償還期日の全期間又は一部期間において利率が変動するもの
《例》

当初5年：固定、6年以降：変動とする場合

②払込日から満期償還期日の全期間において利率は固定であるが、1通貨あたりの利子額が利払期日ごとに異なるもの

《例》

発行要項等でカレンダーベースの利子計算期間の日数から利子額を算出する定

めがある場合

Z： 割引債

割引債又はゼロクーポン債

<詳細資料>

(シ)「一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル 代理人編」

(シ)「一般債振替システム接続仕様書 (統合Web接続CSV方式編)」

Q16 最終利払有無フラグについて

最終利払有無フラグとはどのような目的のフラグですか。

【御回答】

最終利払有無フラグとは、満期償還期日の一つ前の利払期日に利金が支払われるか否かを示すものです。満期償還期日に利金が支払われるか否かを示すものではありません。満期償還期日には元本だけでなく、利金も必ず支払われます。

利払期日と最終利払有無フラグとの関係は、以下の4つの事例のいずれかに該当するものと思われま。該当銘柄の利払処理に応じて、最終利払有無フラグを設定してください。

《例1》 払込日：2014年3月25日 満期償還期日：2019年3月25日
年2回利払 (利払期日：2月25日、8月25日)
最終利払有無フラグ：Y (あり)

払込日				償還期日
2014/3/25	2014/8/25	2018/8/25	2019/2/25	2019/3/25

最終利払有

満期償還期日に支払われる利金の計算期間

1ヶ月分

→ 満期償還期日の直前の利払期日は、2019年2月25日となります。
満期償還期日に支払われる利金は、2019年2月25日から満期償還期日までの1か月分となります。

《例2》 払込日：2014年3月25日 満期償還期日：2019年3月25日
年2回利払 (利払期日：2月25日、8月25日)
最終利払有無フラグ：N (なし)

払込日				償還期日
2014/3/25	2014/8/25	2018/8/25	2019/2/25	2019/3/25

最終利払無

満期償還期日に支払われる利金の計算期間

7ヵ月分

→ 満期償還期日の直前の利払期日は、2018年8月25日となります。
満期償還期日に支払われる利金は、2018年8月25日から満期償還期日まで

の7か月分となります。

《例3》 払込日：2014年3月25日 満期償還期日：2019年3月25日
 年2回利払（利払期日：3月25日、9月25日）
 最終利払有無フラグ：Y（あり）

払込日				償還期日
2014/3/25	2014/9/25	2018/3/25	2018/9/25	2019/3/25

最終利払有

満期償還期日に支払われる利金の計算期間

6ヶ月分

→ 満期償還期日の直前の利払期日は、2018年9月25日となります。
 満期償還期日に支払われる利金は、2018年9月25日から満期償還期日までの6か月分となります。

《例4》 払込日：2014年3月25日 満期償還期日：2019年3月25日
 年2回利払（利払期日：3月25日、9月25日）
 最終利払有無フラグ：N（なし）

払込日				償還期日
2014/3/25	2014/9/25	2018/3/25	2018/9/25	2019/3/25

最終利払無

満期償還期日に支払われる利金の計算期間

1年分

→ 満期償還期日の直前の利払期日は、2018年3月25日となります。
 満期償還期日に支払われる利金は、2018年3月25日から満期償還期日までの1年分となります。

Q17 利金計算期間の変動について

利払期日（1）～利払期日（12）は暦上日となっており、一般的な銘柄においては利金額計算期間となっていますが、利金額計算期間そのものが変動する場合にはどのように設定するのですか。

《例》

年2回利払（利払期日：2月25日、8月25日） 休日処理区分：前営業日に繰上
 2014年8月25日は非営業日である為、実利払日は2014年8月23日となる。
【一般的な銘柄】 2014年8月23日に、利金額計算期間2014/2/26から2014/8/25までの利金が支払われる。
【例外的な銘柄】 2014年8月23日に、利金額計算期間2014/2/26から2014/8/23までの利金が支払われる。

【御回答】

利金額計算期間そのものが変動する場合には、利付割引区分をV（変動利率）と設定し、利払期日の都度、利金額計算期間に応じた1通貨あたりの利子額を通知いただきます。

Q18	利払回数の変更について
ある条件に抵触することで、利払回数に変更が生じる可能性がある銘柄の設定方法を教えてください。	

《例》

【条件抵触前】年2回利払（利払期日：2月20日、8月20日）

【条件抵触後】年12回利払（利払期日：1月20日、2月20日、3月20日、4月20日、5月20日、6月20日、7月20日、8月20日、9月20日、10月20日、11月20日、12月20日）

【御回答】

以下のように設定してください。

- ① 利付割引区分にV（変動利率）を設定してください。
- ② 利払期日（1）から利払期日（12）に該当する利払期日を順に設定してください。
- ③ ある条件に抵触するまでの間、銘柄情報変更により、2月20日、8月20日を除く各利払期日における利率及び1通貨あたりの利子額をゼロと設定してください。
- ④ ある条件に抵触後は、銘柄情報変更により、各利払期日における利率及び1通貨あたりの利子額を設定してください。

（注）銘柄情報登録時点において、年12回の利払の銘柄として登録することにより、実際の利払の有無に関わらず、各利払期日の前営業日は振替停止日となります。

Q19	変則的な利払日の設定について
利払日が変則的（例：3月、6月、9月、12月の第一月曜日など）である場合には、銘柄情報登録はどのように行えばよいでしょうか。	

【御回答】

その他海外参照フラグをY（参照する）にしたうえで、利払期日の7営業日前まで、かつその他海外実利払日の7営業日前までに、銘柄情報変更にてその他海外実利払日を通知してください。その他海外参照フラグ利用の可否、関係各位の調整等は代理人様にて行っていただく必要があります。また、休日処理区分及び利払期日は入力必須項目です。

Q20	条件決定について
利率や発行価額が決まっていないのですが、銘柄情報登録はできるのですか。	

【御回答】

利率や発行価額が未定であっても、銘柄情報登録は可能です。この場合には、利率に99.999999と設定してください。これは利率が99.9999999%という意味ではなく、利率が未定であることを示す為に設定していただくものです。決定次第、速やかに銘柄情報登録（訂正）をお願いいたします。なお、発行価額は通知いただく必要はありません。

Q21 1通貨あたりの利子額について

1通貨あたりの利子額はどのように算出するのですか。

【御回答】

原則として、利率と利金額計算期間から以下のように算出します。

〈例〉

利率：1% 利金額計算期間：170日／365日 端数処理：切捨て

→1通貨あたりの利子額

$$0.01 \times (170 \text{日} / 365 \text{日}) = 0.0046575342465$$

なお、一般債振替システムでは、利率と1通貨あたりの利子額との相関チェックは行っておりません（前述の例で、利率を2%、1通貨あたりの利子額を0.0046575342465と設定したとしても、エラーにはなりません。）。利率及び1通貨あたりの利子額については、整合性のとれた値を設定していただくようお願いいたします。

Q22 現物債等の利金の計算方法について

現物債や登録債と振替債とでは、支払われる利金の計算方法は異なるのですか。

【御回答】

現物債や登録債では、券面1枚あたりの利金額の積み上げにより支払額が計算されますが、券面が存在しない振替債では、各社債権者の保有残高に利率や利息計算期間等を乗じて利金額が計算されます。

なお、既発債を振替債に移行した場合には、できるだけ移行前後で利金額が変わらないよう、移行前の券面1枚あたりの利金額を基準に支払額を計算しますが、移行前の券種が複数ある銘柄の場合には、最低券種の券面1枚あたりの利金額を基準に支払額を計算しますので、終期利息等の日割り計算により端数が生じている場合には、移行前後で支払額に差異が生じることがございます。

<参照先>

HP > 一般債振替制度 > 資料コーナー > 発行者向け資料

「一般債振替制度について～公開企業、公募債発行者の皆様へ～」

HP > 一般債振替制度 > 資料コーナー > その他資料

「一般債振替制度について」

Q23 満期償還期日の設定について

満期償還期日が払込日から1年未満に到来する一般債を発行することは可能でしょうか。

【御回答】

一般債振替制度では年限の下限を定めていないため、1年未満の一般債の発行は可能です。なお、一般債振替制度システムにおいては払込日+2営業日≦満期償還期日のチェックを行うため、払込日から満期償還期日までの期間が2営業日以上であれば一般債の発行が可能となります。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル 代理人編」
- (シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q24	定時償還銘柄の償還方法の変更について
ABS等、定時償還銘柄であり、かつ、満期償還期日以前の任意の定時償還期日にファクターがゼロになる可能性がある銘柄の設定方法を教えてください。	

【御回答】

以下のように設定してください。

- ① 満期償還期日には、発行時に想定される最も遅い元本完済期日を設定してください。
- ② コールオプション（全額償還）のコールオプション有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ③ 上記①で入力した満期償還期日以前に元本完済となる場合（ファクターがゼロになる場合）には、銘柄情報変更によりコールオプション（全額償還）の繰上償還期日に当該元本完済期日を設定し、全額償還を実施してください。

Q25	満期償還期日の変更について
一定の条件（設例参照）に抵触することで、満期償還期日が前倒し（又は後倒し）になる銘柄の設定方法を教えてください。	

《例》

各会計年度末における財務諸表により、以下の財務上の基準を充足しない場合には、償還方法を変更する。

- ・ 貸借対照表上において、総資本回転率がX.XX倍以上であること
- ・ 損益計算書における経常損益及び当期損益の額が共にプラスであること

【御回答】

以下のように設定してください。

《満期償還期日が前倒しになる場合》

- ① 満期償還期日には、通常の満期償還期日を設定してください。
- ② コールオプション（全額償還）のコールオプション有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ③ コールオプション（全額償還）の繰上償還期日は設定しなくても結構です。
- ④ 一定の条件に抵触後は、銘柄情報変更によりコールオプション（全額償還）の繰上償還期日に当該満期償還期日を設定のうえ、全額償還を実施してください。

《満期償還期日が後倒しになる場合》

- ① 満期償還期日には、一定の条件に抵触した結果、最も遅くなる元本完済期日を設定してください。
- ② コールオプション（全額償還）のコールオプション有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ③ 一定の条件に抵触せず、当初予定の満期償還期日に元本完済となる場合には、銘柄情報変更によりコールオプション（全額償還）の繰上償還期日に当該満期償還期日を設定のうえ、全額償還を実施してください。

Q26	期中の定時償還開始について
ある条件に抵触することで、定時償還が開始されることになる銘柄の設定方法を教えてください。	

【御回答】

以下のように設定してください。

- ① 定時償還有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ② 定時償還通知区分にV（期中に通知）を設定してください。
- ③ ある条件に抵触するまでの間、銘柄情報変更により各利払期日における定時償還額をゼロと設定してください。
- ④ ある条件に抵触後は、銘柄情報変更により各利払期日における定時償還額を設定してください。

Q27	コールオプション（全額償還）の利子額の設定について
コールオプション（全額償還）の繰上償還期日を元利払期日と同日に設定する場合には、1通貨あたりの利子額をどのように設定すればよいか教えてください。	

【御回答】

コールオプション（全額償還）の1通貨あたりの利子額には、通常のリ払期日における1通貨あたりの利子額と同じ値を設定してください。

Q28	定時償還について
利払のサイクルと、定時償還のサイクルが異なる銘柄の設定方法を教えてください。	

《例》

年2回利払 利払期日：3月20日、9月20日

年1回償還 定時償還期日：3月20日

【御回答】

以下のように設定してください。

- ① 定時償還有無フラグをY（あり）と設定してください。
- ② 定時償還通知区分をV（期中に通知）と設定してください。
- ③ 例に示した銘柄については、銘柄情報変更により、各年次の3月20日の定時償還期日に係る定時償還額（償還計画における定時償還額）を入力してください。
- ④ 例に示した銘柄については、銘柄情報変更により、各年次の9月20日の定時償還期日に係る定時償還額をゼロで入力してください。

Q29	コールオプション（一部償還）設定時の留意点について
コールオプション（一部償還）の設定にあたり留意する点を教えてください。	

【御回答】

以下の点に御留意ください。

- ① 定時償還有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ② 定時償還通知区分にV（期中に通知）を設定してください。

- ③ コールオプション（一部償還）のコールオプション有無フラグにY（あり）を設定してください。
- ④ コールオプション（一部償還）条項のみが付されており、定時償還が行われない場合であっても、銘柄情報変更により各利払期日における定時償還額をゼロと設定する必要があります。
- ⑤ コールオプション（一部償還）は初回定時償還期日よりも前に行使することはできませんので、初回定時償還期日よりも前にコールオプション（一部償還）が行使される可能性のある銘柄（④に該当する銘柄も含みます。）である場合には、便宜的に初回利払期日を初回定時償還期日として設定してください。

<詳細資料>

(シ)「一般債振替システム 統合Web端末操作マニュアル 代理人編」

(シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」

Q30	コールオプション（一部償還）の利子額の設定について
コールオプション（一部償還）の繰上償還期日が元利払期日と同日であった場合の、1通貨あたりの利子額の設定方法を教えてください。	

【御回答】

コールオプション（一部償還）の1通貨あたり利子額の値には、通常の利払の1通貨あたりの利子額の値と同じ値を設定してください。

Q31	物価連動債等について
物価連動債等、残高に対して一定の指数等（例：連動係数）を乗じた想定元本に基づき、元利払を行う銘柄の設定方法を教えてください。	

【御回答】

以下のように設定してください。

- ① 変動利率（利付割引区分がV（変動利率））の銘柄として登録してください。
- ② 各利払期日に適用される連動係数が決定したとき、それに応じた1通貨あたりの利子額を算出し、銘柄情報変更を行ってください。

《例》

連動係数が1.005、利率が0.5%、年2回利払の場合

$$1 \text{ 通貨あたりの利子額} = 1.005 \times 0.005 \times 1 / 2 = 0.0025125$$

- ③ 満期償還期日に適用される連動係数が決定したとき、銘柄情報変更によりそれに応じた償還プレミアムを設定してください。

《例》

連動係数が1.005、各社債の金額が1億円の場合

$$\text{償還プレミアム} = 1 \text{ 億円} \times (1.005 - 1) = 500,000 \text{ 円}$$

Q32 銘柄情報登録エラーとISINコードの付番について

銘柄情報登録を行ったところ、エラーとなりました。ISINコードは付番されるのですか。

【御回答】

エラーとなった場合には、ISINコードは付番されません。エラー内容を確認し、再度銘柄情報登録を行ってください。

Q33 グロスアップ銘柄について

グロスアップ銘柄とはどのような銘柄をいいますか。

【御回答】

グロスアップ銘柄とは、発行体の所在地国で源泉徴収が行われる外債で、当該源泉徴収相当額を発行体が上乗せする銘柄をいいます。発行体の所在地国にて源泉徴収が行われるか否か、発行体がグロスアップ銘柄を発行できるか否かは、発行体の判断や所在地国の税法等によるもので、機構が判断するものではありません。

<詳細資料>

(規)「一般債の発行に係る業務処理要領」

Q34 公募債の新規記録承認のタイミングについて

公募債の発行にあたり、新規記録承認はいつまでに行う必要がありますか。

【御回答】

公募債の場合には、払込日の2営業日前までに新規記録情報承認を行ってください。

<詳細資料>

(規)「一般債の発行に係る業務処理要領」

Q35 発行要項が変更となった場合の手続について

発行済みの銘柄について、発行要項の条項を一部変更することになりました。機構に対してどのような手続が必要ですか。

【御回答】

発行要項について変更が生じた場合には、以下のとおりの御対応をお願いいたします。

≪機構関与銘柄の場合≫

- ① 発行時に御提出いただいております発行要項について再提出をお願いいたします。なお、再提出の際には事前に機構に御連絡をお願いいたします。
- ② 発行要項の条項の変更に伴い銘柄情報に変更が生じる場合には、振替システムにて銘柄情報変更ファイルの送信（利率情報の送信）やTargetほふりサイトの一般債振替制度代理人専用Web画面にてその他情報（例. 変動利率に関する情報）の再送信が必要となります。具体的な手続は詳細資料にて御確認ください。
- ③ 銘柄情報変更ファイルにて変更が不可能な項目の変更（例. 利払日の変更）については、事前に機構に御連絡ください。

《機構非関与銘柄の場合》

- ① 機構非関与銘柄の場合、発行時に機構に発行要項を御提出いただく必要は無く、したがって再提出も不要です。
- ② 発行要項の条項の変更に伴い銘柄情報に変更が生じる場合には、機構関与銘柄と同じく銘柄情報変更ファイルの送信やその他情報の再送信が必要となります。
- ③ 銘柄情報変更ファイルにて変更が不可能な項目の変更については、機構関与銘柄と同様に事前に機構に御連絡下さい（当該対応を行う場合には、変更のエビデンスとして発行要項の御提出をお願いすることがあります。）。

<詳細資料>

- (シ)「一般債振替システム接続仕様書（統合Web接続CSV方式編）」
- (通)「保振社投23第522号 発行要項等の取扱いについて」

Q36 期中の代理人変更について

期中に支払代理人を変更することは可能ですか。

【御回答】

社債等に関する業務規程に記載のとおり、支払代理人は、払込後から抹消までの手続を行う者であり、中途での変更は認めておりません（支払代理人の合併や破綻等、やむを得ない事情がある場合を除きます。）。

Q37 発行体が消滅する場合の手続について

自社が発行・支払代理人を務める発行体が吸収合併により消滅する場合には、機構に対してどのような手続を行えばよいですか。

【御回答】

消滅会社及び存続会社の発行体コードの有無により手続が異なりますので、事前に機構へ御連絡ください。

<詳細資料>

- (通)「保振社投25第197号 一般債振替制度における制度参加者の合併時の対応方法について」

Q38 振替債への移行について

現物債や登録債を振替債に移行したいのですが、利子に関する税制優遇措置は受けられますか。

【御回答】

法律で定められた期間内に移行した振替債については各種税制優遇措置（※）を受けることができますが、当該期間はすでに終了しています（優遇措置を受けることができるのは平成20年1月4日までに移行した振替債です。）。

※公共法人・共済組合やマル優等の非課税措置、指定金融機関等の源泉徴収不適用等

Q39 銘柄ごとの保有者数について

一般債振替制度で取り扱っている銘柄について、保有者数を知ることはできますか。

【御回答】

一般債振替制度において取り扱っている銘柄について、保有者数を調べることはできません。

Q40 社債権者の上位口座管理機関の確認方法について

特定の銘柄の社債権者に通知したい事項があるのですが、どの口座管理機関が保有しているかについて確認できますか。

【御回答】

機構は、ある銘柄についてどの機構加入者が保有しているかをお答えすることはできません。また、原則として発行体からの通知を社債権者に連絡するために機構が情報の連携を行うことはありません。ただし、多数の社債権者が関係する公募債等において、社債権者集会の開催を要する場合については、一定の条件の下、社債権者集会の招集者の依頼に基づいて機構から機構加入者に対して社債権者集会関連の情報を通知し、全口座管理機関を通じて社債権者に情報を連携する対応を行うことが可能です（本対応については、利用を義務付けるものではありません。）。

<詳細資料>

（通）「保振社振20第435号 社債権者集会における対応に関するガイドライン」

Q41 手数料について

発行・支払代理人として必要となる手数料について教えてください。

【御回答】

発行・支払代理人として必要となる手数料については、制度参加及び振替業務に係る手数料がございます。制度参加に係る手数料としては、システム接続準備手数料を制度参加時に御負担いただき、端末接続料を毎月一定額御負担いただきます。また、振替業務に係る手数料のうち、新規記録手数料は新規記録に係る発行体が徴収対象者となりますが、請求・納入にあたっては、機構は発行体の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとしています。

その他の手数料及び詳細等については「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」を御参照ください。なお、機構以外の関係者に支払う手数料については、機構において定めるものではありません。

<詳細資料>

（規）「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」

Q42 新規記録手数料の基準日について

一般債振替制度に係る新規記録手数料が課金される基準日はいつですか。

【御回答】

新規記録手数料は、発行日を基準とし、銘柄ごとに徴収料率に基づいて計算したものを当該月でまとめて請求いたします。

Q43 手数料明細の参照方法について

一般債振替制度に係る手数料の内訳はどのように確認できますか。

【御回答】

T a r g e t ほふりサイトにおいて、手数料明細票をCSVファイルにて取得することが可能です（メニュー欄：手数料明細を見る）。また、当該CSVファイルは同様にT a r g e t ほふりサイトより取得する手数料明細作成ツール（機構加入者等）※を利用することで、エクセル形式の明細票に変換いただけます。

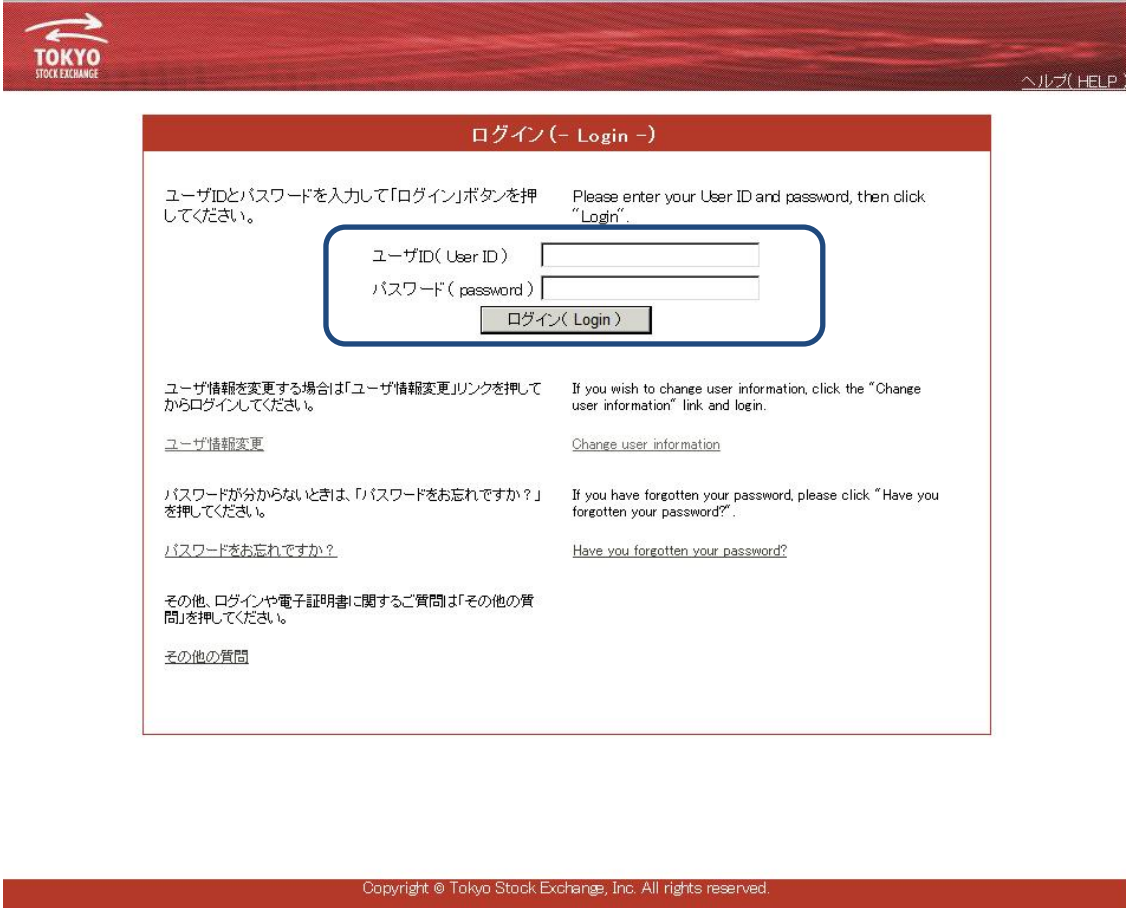
※ 手数料明細作成ツールについては、ツールの更新の都度、T a r g e t ほふりサイトのほふりからの連絡ページに掲載しております。更新によって旧バージョンが利用できなくなっていることがありますので、当ページにて最新版を御確認ください。

[付録] 詳細資料等の閲覧、取得方法について

システム関係資料及び通知関係資料については、T a r g e tほふりサイト内より閲覧、取得いただくことが可能です。

T a r g e tほふりサイト

URL <https://www.arrowgate.jp/fw/dfw/jsdmmp/webxportal/jsdhome>



ログイン (- Login -)

ユーザIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。 Please enter your User ID and password, then click "Login".

ユーザID (User ID)

パスワード (password)

ログイン (Login)

ユーザ情報を変更する場合は「ユーザ情報変更」リンクを押してからログインしてください。 If you wish to change user information, click the "Change user information" link, and login.

[ユーザ情報変更](#) [Change user information](#)

パスワードが分からないときは、「パスワードをお忘れですか?」を押してください。 If you have forgotten your password, please click "Have you forgotten your password?".

[パスワードをお忘れですか?](#) [Have you forgotten your password?](#)

その他、ログインや電子証明書に関するご質問は「その他の質問」を押してください。

[その他の質問](#)

Copyright © Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

ユーザーID及びパスワードを入力の上、T a r g e tほふりサイトへログインをします。
ユーザID及びパスワードについては、制度参加手続き時に届出頂いているグループ管理者より各担当者に付与されるものになります。

○システム関係資料の取得方法



T a r g e t ほふりサイトへのログイン後のホーム画面の各種リンク内の「ほふりシステム情報サイト (Informational Website for JASDEC Systems)」をクリックします。

